

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	令和6年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会会議
開催年月日	令和6年12月18日 水曜日
開始・終了時刻	午後1時15分から午後2時20分まで
開催場所	久喜総合文化会館 広域文化展示室
議長氏名	宮澤幸一
出席委員(者)氏名	大久保礼子、籠宮信寿、坂口信藏、武藤恵子、吉川祐子、 遠藤厚子、奥貫久美子、島田智恵子、関根武視、宮澤幸一、 片桐雅也、鈴木道広
欠席委員(者)氏名	塚野由美子、山中佳代、吉野輝雄、長塩博文、東海林秀、 中村香里
説明者の職氏名	榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 内村 博 保険税係長
事務局職員職氏名	真坂八重子 健康スポーツ部長 岡田秀之 健康スポーツ部副部長 榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 山田智恵子 課長補佐兼給付係長 内村 博 保険税係長 沼口祐太 国保管理係主任 上松純司 収納課 課長補佐兼徴収係長
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題

	<p>諮問事項</p> <p>(1) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(国民健康保険税率及び賦課限度額の改正)について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
配布資料	<p>資料 1 国民健康保険税率及び賦課限度額の改正について</p>
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

発言者・会議のてん末・概要

1 開会

司会（榎本課長）

ただ今から、令和6年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。

委員18人中、出席委員が12人、欠席委員が6人でございます。

従いまして、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、委員の出席数が過半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開としておりますことを申し添えます。

2 あいさつ

司会（榎本課長）

それでは、はじめに宮澤会長よりごあいさつをお願いいたします。

宮澤会長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

ありがとうございました。

続きまして、梅田市長よりごあいさつをお願いいたします。

梅田市長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

続きまして、梅田市長から当協議会に諮問をさせていただきます。

梅田市長

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

（諮問書を読み上げる）

司会（榎本課長）

ありがとうございました。梅田市長におかれましては、公務のため、ここで退席とさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

（市長退席）

司会（榎本課長）

それでは、諮問書の写しを各委員の皆様にお配りいたします。

（諮問書の写しを各委員へ配布）

司会（榎本課長）

続きまして、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

（資料の確認）

司会（榎本課長）

本日の議題となります諮問事項「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、次回の会議でもご審議いただく継続審議となります。審議をより深めていただ

くため、会議終了後に、本日の会議の中で出せなかったご意見やご質問等がございましたら、ただ今配布させていただいた令和6年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会意見書にご意見等をご記入いただき、1月10日までに事務局あてに郵送またはFAXにてお送りいただきますようお願いいたします。お送りいただいたご意見等については、次回の運営協議会の中で、審議内容に反映させていただきたいと存じますので、年末年始で大変お忙しいところ大変恐縮ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

よろしければ議事に入ります。

久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、議事進行を会長にお願いしたいと存じます。宮澤会長、よろしくお願いいたします。

3 議題

議長（宮澤会長）

それでは次第3の議題に入ります。円滑な議事進行について皆様方のご協力をお願い申し上げます。初めに、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は武藤委員、吉川委員にお願いいたします。

【諮問事項】（1）久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）について

議長（宮澤会長）

諮問事項の（1）久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（内村係長）

（資料1に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

鈴木委員

賦課限度額は、全市町村が同一の金額であると認識していますが、久喜市の改正後の額がさいたま市などと比べて1年遅れとなっているのはなぜでしょうか。

事務局（内村係長）

賦課限度額は地方税法に合わせて改正されますが、法律の改正時期が3月末となっており、次年度4月1日からの施行には、議会の議決が間に合わないことから、1年遅れとなっています。

鈴木委員

さいたま市などは、なぜ1年遅れとならずに改正できているのでしょうか。

事務局（内村係長）

さいたま市などは本市と違い、議会の議決によらない方法で実施していることが考えられます。

鈴木委員

どれくらいの割合の世帯が、賦課限度額の適用を受けているのでしょうか。

事務局（内村係長）

国民健康保険加入世帯の内、1%程度と認識しています。

籠宮委員

何点かお尋ねしたいのですが、1点目に、保険税率の改正は、保険税準統一となる令和9年度まで毎年行うのでしょうか。2点目に、今回の運営協議会では、令和9年度までの3年度分の保険税率について審議するのでしょうか。それとも、令和7年度のみとなるのでしょうか。3点目に、税率改正を4月1日で行おうとすると今から3か月しかないので、被保険者の方に対する十分な説明をどのようなスケジュールで実施するのでしょうか。

事務局（内村係長）

本市の現行税率と埼玉県から示される標準保険税率には乖離があることから、令和9年度の保険税準統一へ向けて、被保険者の急激な負担増を避けるために、保険税率を段階的に引き上げる必要があります。そのため、埼玉県から示される仮算定の標準保険税率を基に、毎年、税率の改正を行う必要があるものと考えています。

また、被保険者への周知につきまして、令和6年度保険税率の改正に当たっては、先行して4月に市ホームページへ掲載後、圧着式はがきにより被保険者へ税率改正のお知らせを送付しました。令和7年度につきましても、様々な方法を検討し、引き続き周知を徹底してまいりたいと考えています。

事務局（榎本課長）

補足させていただきます。

今回の資料でお示ししました令和7年度から令和9年度までの保険税率の推計につきましては、埼玉県が設定した令和9年度の標準保険税率を目指して、階段方式で均等に引き上げた場合の案となっており、今回の諮問でご審議いただくのは、令和7年度のみとなります。

なお、令和8年度以降につきましては、埼玉県から標準保険税率が示されました段階で、その都度ご審議いただくこととなります。

また、周知方法につきましても、ホームページや圧着式はがきにより全被保険者へ周知を図っているところですが、他市町村においては、近年、保険税率の今後の見通しをホームページへ掲載するところが増えてきていることから、本市においても、被保険者が先行きを見通せるような周知方法を検討していきたいと考えています。

事務局（榎本課長）

先ほどの鈴木委員のご質問につきましても、補足させていただきます。

議会の議決を採る暇がないため、専決処分等の方法により、賦課限度額の改正を行っている自治体もあれば、議会の議決を得るため1年遅れとなっている自治体もあります。本市においては、議会の議決を経て実施することとしています。

埼玉県からは、令和9年度の保険税準統一までに全市町村で賦課限度額の改正時期を地方税法の改正と合わせる旨、通知されていることから、どこかで2か年分の引上げを実施する必要があると考えています。

籠宮委員

第3期埼玉県国民健康保険運営方針に示されている「標準的な収納率」について、令和7年度はどのように見込まれていますか。

また、保険税の増額が続きますと、未払いの方も増えてくることが予想されますが、現在の久喜市の収納率はどうなっているのでしょうか。

事務局（内村係長）

本市の収納率は、令和5年度が93.1%、令和4年度が93.5%、令和3年度が94.0%、令和2年度が92.9%となっています。

なお、令和7年度の「標準的な収納率」は、直近3年間の本市収納率の平均値となっています。

籠宮委員

収納率は他市と比べるとどうなのでしょう。

事務局（内村係長）

埼玉県内40市中、32番目となっています。

議長（宮澤会長）

令和7年度の「標準的な収納率」について、お話がありましたが、令和6年度に実施しました保険税率の改正に伴って、国民健康保険税の収納状況は、当初の見込みに足りているのでしょうか。

事務局（内村係長）

令和6年度の財政状況につきましては、決算剰余金が想定を下回ったことから、赤字に転じる

可能性があります。

また、国民健康保険税の収納額を現時点で試算しますと、1億5千万円ほど不足する見込みとなっています。

議長（宮澤会長）

足りていないのであれば、どのように対応していくのでしょうか。

事務局（内村係長）

第3期埼玉県国民健康保険運営方針に示されている財政安定化基金の無利子の貸付により補てんすることを検討しています。

事務局（榎本課長）

補足させていただきます。

第3期埼玉県国民健康保険運営方針において一般会計からの繰入れは、国保財政の安定化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から実施しないこととされていますが、基金につきましても、保険税率引き下げのための取崩しは実施しないこととされています。

平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、財政運営の責任主体は埼玉県とされていることから、各市町村で赤字の可能性が生じた場合は、財政安定化基金の貸付を活用することとされています。

当該貸付金は無利子で、借入れの翌々年度から3年間かけて返還していくこととされていますが、返還に当たっては、毎年度発生する決算剰余金を活用して行うことで、今後の保険税率の算定にはなるべく含めない方向で被保険者に配慮していきたいと考えています。

議長（宮澤会長）

他に何かございますか。

（質問等なし）

議長（宮澤会長）

質問がないようでございますので、諮問事項の（１）久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は以上といたします。

本議題につきましては、継続審議となりますので、次回の運営協議会で再度ご意見等お伺いしたいと思います。

３の議題については、以上でございます。

４ その他

議長（宮澤会長）

次に、次第の４その他について、事務局から何かありますか。

事務局（榎本課長）

事務連絡でございます。

次回の当協議会でございますが、１月１６日木曜日に開催予定でございます。

主な内容につきましては、本日の継続審議となります保険税条例の改正、令和６年度補正予算、令和７年度当初予算などについてご審議いただく予定でございます。

なお、開催に当たりましては、１週間前までに資料を送付させていただきたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

議長（宮澤会長）

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしましたので、以上で議長の任を解かせていただきたいと思います。

議事進行にあたり、委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして、進行役を事務局にお返ししたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

事務局（榎本課長）

宮澤会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございます。

た。

5 閉会

事務局（榎本課長）

それでは、閉会にあたりまして、関根副会長よりごあいさつをお願いいたします。

関根副会長

（あいさつ）

事務局（榎本課長）

それでは以上を持ちまして、令和6年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年12月31日

署名委員氏名 武藤 恵子

署名委員氏名 吉川 祐子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。